

仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

1 件名

令和8年度高付加価値旅行 PR 映像制作業務委託

2 事業目的

東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、更なる訪都旅行者数の増加及び観光消費額の拡大を図るため、滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する高付加価値旅行者（特に富裕層）の誘致に向けて、プロモーション活動を実施している。

高付加価値旅行者向けに訴求力の高い東京の旅行コンテンツを取り上げた映像を制作し、高付加価値旅行者の訪都意欲の喚起・促進、及び東京における上質な体験価値の訴求を通し、滞在中の消費額や滞在日数の増加を目指す。

3 契約期間

令和8年5月13日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

財団の指定する場所

5 ターゲット

主に欧米豪・その他地域（一部アジア・中東・中南米）を中心とした高付加価値旅行者のうち、特に1回の現地における旅行消費額が100万円以上（宿泊費を除く。）の層の顧客及び、これらの顧客を扱う海外の旅行事業者（トラベルデザイナー、トラベルアドバイザー等）。

6 全体運営

(1) 訴求するブランドイメージ

以下ア、イで提示するブランドイメージを十分理解し、これらを踏まえてPR映像を制作すること。

ア. 高付加価値旅行者向け訴求イメージ

ターゲットとする旅行者層は、これまでの調査結果から、他と一線を画する「パーソナライズ化」「本物志向」「価値ある体験」を好むことが明らかになっている。また、観光庁の定義では、消費額の大きさのみならず、一般的に知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する傾向がある

旅行者となっている。これらのニーズに合った特別感の醸成のため、過年度の各種富裕層プロモーションにおいて活用している「Tokyo Timeless Temptations」のマークを活用し、既に財団にて制作済みの冊子や財団が運営する高付加価値旅行PRサイト*「Timeless Tokyo（以下「Timelessサイト」という。）」のイメージに沿った訴求をすること。なお、「Tokyo Timeless Temptations」のマークについては、別紙1「高付加価値旅行者向けPR事業用ロゴについて」を参照すること。

*<https://timelesstokyo.com/>

イ. 東京のブランディング戦略

都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、以下「東京のブランディング戦略」のとおり、ブランドコンセプトを定めている。本事業の実施に当たっては、ブランドコンセプトを踏まえて行うこと。

「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとしたアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）に込められたメッセージを理解し、本事業におけるプロモーションと齟齬のないようにすること。

「東京のブランディング戦略」とアイコンについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo」】

<https://tokyotokyo.jp/ja/about/>

(2) 実施体制

ア. 5に記載のターゲット層のニーズを的確に捉え、映像制作に反映するため、当プロジェクトチーム内に高付加価値旅行及び旅行者の専門知識を十分に有するスタッフの配置を行うこと。

動画制作に携わるものが、それらに関する専門知識や実績を十分に持ち合わせていない場合は、高付加価値旅行者向け訪都・訪日旅行事業者等の専門家との協力体制を構築すること。

イ. 制作作業に当たるディレクターを置くとともに、当該業務担当の業務従事者を確保すること。また、ディレクター及び業務従事者は、画像や映像、音声等のマルチメディア制作を行う上で必要な知識、経験及び技能を有し、海外からの観光客誘致の視点に立ち、自国外の海外市民への訴求を行うプロモーション映像の制作、又は監修経験をもつものとする。

ウ. 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。

7 委託内容

(1) 全般について

- ア. 受託者は本事業の趣旨を十分理解した上で、高付加価値旅行地としての東京のイメージ訴求や、「東京でしか出来ない体験・東京ならではの体験」の魅力が海外での確に伝わるよう、7(2)以降に記載の委託内容を全て企画・実施すること。
- イ. 業務の詳細については、進捗状況を綿密に財団に報告すること。
- ウ. 撮影においては、体験の提供主体等（例：シェフ、職人等）を適宜映像に含め、体験価値が伝わるような表現とすること。可能であれば実際の提供者等の出演が望ましいが、先方の意向や肖像権等の権利の関係で起用が難しい場合、必要に応じモデルを起用するなどして体験価値が伝わるようにすること。撮影の内容等に合わせ、必要に応じてスタイリング等（服装、髪型など）を行うこと。
- エ. 関係者との調整、肖像権を含む許諾等に要する一切の調整業務を行うこと。
- オ. 撮影や編集に係る一切の経費（キャスティング費、機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、撮影許可取得に要する経費、各種データ費、カメラマン撮影の写真素材の買い取り費等）は、全て事業費に含むこと。
- カ. 撮影に当たっては、事前に施設の管理者等に撮影の許可を得ること。
- キ. コンテンツの内容は、各国・地域の文化、習慣等に十分に配慮を行うこと。

(2) 作業要件

ア. 事業計画書の策定

業務全体の計画、体制、スケジュール等を記載した事業計画書について、契約締結後速やかに（概ね2週間以内）作成及び提出し、財団の承認を得ること。

なお、特に以下のプロセスにおいては、各段階で少なくとも2〜3回以上の更新・確認が発生する見込みのため、速やかに資料の更新、必要に応じて映像等を用意し、都度財団の確認をとり、全体の進行管理を行うこと。（原則として、各資料の財団側の確認には8営業日程度を想定）

（ア）撮影前のプリプロダクション段階資料（絵コンテ、具体的な撮影箇所、起用モデル、想定音楽等を含む。）

（イ）撮影後のオフライン素材確認

（ウ）その他必要に応じた調整

イ. コンテンツ一覧の作成

7(3)以降のPR映像制作に当たり、都内における高付加価値旅行者向けの特別な体験かつ、本映像制作での起用やTimelessサイト等でプロモーション可能なラグジュアリーコンテンツを15程度リストアップし、7(2)ア(ア)に記載のプリプロダクション段階資料と概ね同時期に財団に提供すること。コンテンツリストは体験概要の他、各コンテンツの販売実績と顧客層（HNW/VHNW、VIP/VVIP、ファミリー層

等）を記載すること。一覧のうち7件以上は海外のトラベルデザイナーと直接取引実績がある企業のコンテンツも含めること。なお、コンテンツ内容は、Timeless サイトですでに紹介している内容と重複しないように留意すること。

15 程度のコンテンツ情報の収集に当たっては、複数の DMC 若しくはコンテンツ提供事業者からのコンテンツをリスト化するとともに、テーマも特定のものに偏ることなくまとめること。テーマ例としては、東京において既に認知の高いテーマ（食・伝統等）のみならず、最近のトレンド（ウェルネス、サステナブル、多世代・家族旅行向け等）を意識したものや、東京としてまだ訴求が十分ではないと思われるテーマ（ナイトタイム、モダンカルチャー（漫画・アニメ等）、建築）も含めること。

コンテンツの一部は動画内で紹介する他、財団の高付加価値旅行事業全般での活用も前提として選定すること。

(3) 高付加価値旅行 PR 映像制作

ア. テーマ

他と一線を画する「パーソナライズ化」「本物志向」「価値ある体験」をテーマに、宿泊・体験・食事シーンを含む具体的な東京滞在をイメージできる内容とすること。

イ. 使用言語

映像にナレーションや字幕を極力用いない方が望ましい（使用素材の中でクレジット表記が必要な場合は除く。）が、言語を使用する場合は英語とする。取り上げるスポットやコンテンツの名称を必要に応じ各シーンにて英語にて明記すること。

ウ. 制作本数

以下の表に記載のとおり映像を3本・3種類制作すること。

No.	映像概要	再生時間	想定される動画の使用場面	納品本数
①	上記テーマに沿った東京のラグジュアリートラベルコンテンツを含めたイメージ動画。（アスペクト比率：16:9/HD サイズ（1280×720 ピクセル）） 以下のようなコンテンツを含めること。 ・都内ラグジュアリーホテルの宿泊体験（1-2 ホテル程度） ・東京らしい体験コンテンツ 2-3 程	30 秒	・Timeless サイトのトップページでのループ再生 ・海外旅行博及び商談イベント等での放映 ・各種 PR（財団及び海外コンソーシアム等のオウンドサイト・SNS 等）における再生等	1 本

	度 ・ 飲食関連 1-2 程度 ・ 東京の象徴的な風景 1-2 か所程度			
②	上記①の縦型動画（アスペクト比率：9:16/HD サイズ（1280×720 ピクセル））	30 秒	・ 各種 PR（財団及び海外コンソーシアム等のウェブサイト・SNS 等）における再生等	1 本
③	7(4)の写真素材のスライドショー動画（アスペクト比率：16:9/HD サイズ（1280×720 ピクセル））	2-3 分程度	・ 海外旅行博及び商談イベント等での放映	1 本

エ. 映像使用期間

可能な限り無期限での使用を理想とするが、最低 5 年程度の使用期間を想定する。
上記使用期間を超える際に発生する権利料等については、別途見積書に明記すること。

オ. 納品

(ア) 納品データ：

- ①編集後の映像：MP4 等 YouTube にアップロード可能なファイル形式
- ②編集可能な映像（白素材）
- ③購入したフッテージ及び撮影した映像素材全て（使用期限を明確にし、一覧表形式にて納品すること）

(イ) 納品方法：電子データ及び外部記録媒体（CD-R 又は DVD-R）での提出

(ウ) 納品日：令和 8 年 11 月末頃

カ. その他

- (ア) 全世界的なトレンドを意識し、魅力ある演出や技法を用いること。
- (イ) 財団が指定するロゴ等を挿入すること。ロゴデータは財団が別途提供する。
- (ウ) 映像の魅力を最大限に引き出す音楽を選定すること。
- (エ) スポットやコンテンツは、撮影前に財団の承認を得ること。
- (オ) 撮影地名を含む、YouTube 掲出用の紹介文（英語）を作成すること。

(4) 写真素材の制作

映像撮影に当たり、カメラマンを同行させてスチール写真の撮影を行うこととし、以下の表に記載の素材及び点数を制作すること。

概要	想定される画像の使用場面	納品数
映像撮影同行カメラマンによるスチール	・ Timeless サイトでの記事制作やコンテンツイメージ画像	各撮影地 4 素材程度（縦・横）

写真素材	・海外旅行博及び商談イベント等での紹介資料 ・各種 PR（財団及び海外コンソーシアム等の 広告出稿・オウンドサイト・SNS 等）	
------	---	--

ア. 使用期間

期限を定めない使用を想定する。

イ. 納品

(ア) 納品データ：

- ①各写真につき、高解像度・低解像度のデータ（JPEG、TIFF 等）
- ②撮影箇所リスト（撮影した施設名、施設のクレジット表記有無等を記載したもの）

なお、撮影地のうち東京の象徴的な風景など PR 活用の汎用度が高い場所がある場合、財団の求めに応じプロモーション用にトラベルデザイナー等の第三者に提供することが可能か関係者に確認を入れ、一覧に反映すること。

(イ) 納品方法：電子データ及び外部記録媒体（CD-R 又は DVD-R）での提出

(ウ) 納品日：令和 8 年 11 月末頃

8. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9. 秘密の保持

受託者は、8 により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

8 により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」**第 14 に定めるところによる。

[**denshi_joho_tokkishiyosho_20260305.docx](#)

11. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12. 個人情報の保護等

- (1)「東京観光財団個人情報取扱要領」***を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」****

に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行に当たり 8 により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

***[kojinjoho_yoryo_20250401.pdf](#)

***[kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx](#)

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

- ア. 7 で受託者が収集する施設等の担当者情報（氏名、役職、電話番号、メールアドレス等）
 - イ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie 等）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」****及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*****に定められた事項を遵守すること。

****[security_houshin.pdf](#)

*****[denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx](#)

また、8 により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ア. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - イ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証
- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。
- ア. 当財団職員を含め、本委託業務の遂行に当たる関係者の氏名/メールアドレス等
 - イ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie 等）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

13. 支払方法

(1) 契約代金の支払いについて

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア. 委託完了届

別紙 2「委託完了届」を提出すること。

イ. 実施報告書

A4 版、横書きカラーで作成の上、紙 1 部及び電子データで納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は別途財団が指定する。

ウ. 成果物

7(3)オ及び7(4)イに記載の成果物一式を CD-R 又は DVD-R で 1 部納品すること。

14. その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。
- (4) 本事業で制作した全ての納入物は、財団及び都が広報目的等で利用することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (5) 天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。

<連絡先> 公益財団法人東京観光財団 観光事業部 電話：03-5579-2683
